

Title	〔商法二七〕共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地の記載が単に「東京都」である約束手形の効力 (昭和三四年一〇月八日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.10 (1962. 10) ,p.68- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0068">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621015-0068</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しい転機にきていることを、よくよく認識しなければならないのであるまいか。私は、この判決を機縁として、会社側の労務管理が

(一九六二・七・二五) (田中 実)

大きく合理化されるべきことを、つよく期待するものである。

## 〔商法 二七〕 共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地の記載が単に「東京都」である約束手形の効力

(昭和三四年一月八日東京地裁判決  
昭和三年(ア)第一〇三三号・第一七八号約束手形金請求併合事件  
下級民集一〇卷一〇号二一五頁)

【判示事項】 一、支払地および振出地「東京都」支払場所「株式会社北海道拓殖銀行築地支店」と記載された約束手形の効力

二、共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地「東京都」支払場所「自宅」と記載された約束手形の効力

【参照条文】 手形法七六条

【事実】 被告Y<sub>1</sub>は昭和三十一年三月一日、原告Xに宛て支払地および振出地を東京都、支払場所を株式会社北海道拓殖銀行築地支店、金額を一〇万円、満期をそれぞれ昭和三十一年五月一日および同年五月三十一日とする約束手形二通(以下、一、二号手形と称する)を振出し交付し、また被告Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>兩名は共同して昭和三十一年四月一四

日、原告Xに宛て支払地および振出地を東京都、支払場所を自宅、金額をそれぞれ二〇万円および五万円、満期をそれぞれ昭和三十一年四月三〇日および同年五月一日とする約束手形二通(以下三、四号手形と称する)を振出し交付した。ところで本件各手形には右のように支払地および振出地として単に「東京都」とのみ記載されているにすぎないが、一、二号手形には振出人Y<sub>1</sub>の肩書地として港区以下、三、四号手形には共同振出人Y<sub>1</sub>の肩書地として芝南佐久間町以下、同Y<sub>2</sub>のそれとして中央区以下の記載がなされていた。Xが手形所持人として右の各手形の支払を求めて訴を提起したのが本件である。Xは本件各手形の支払地および振出地が単に東京都と記載

されているにすぎなくても、振出人の肩書地の記載があるから、これが支払地および振出地となるのであり、また三、四号手形では共同振出人の肩書地が異なっているが、そのような記載は手形所持人に選択権のある選択的記載と推定すべきか、又は筆頭に記載された者をもつて振出人と解すべきであるから、本件各手形は無効とはならない旨主張した。これに対し、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>は抗弁として右のごとき支払地および振出地の記載は必要的記載事項の記載を欠く無効のものであり、振出人の肩書地の記載があつても救済されえないものである。とくに三、四号手形は振出人が二名であるから、いずれの振出人の肩書地をもつて補充すべきか不明であると主張した。(なお本件では手形の偽造および裏書の連続の欠缺が若干問題とされているが評釈上重要でないとと思われるので省略する。)

【判旨】 Xの請求認容。

一「約束手形は手形法七六条四項により振出地の記載がなくても、振出人の肩書地の記載があればその地において振出したものとみなされるのであり、また同法同条三項により振出地は特別の表示なきかぎり支払地にかつ振出人の住居地とみなされるのである。従つて、振出人の肩書地の記載があれば、支払地および振出地の記載がなくても、その手形が直ちに無効となるものではないのである。そして右の特別の表示とは、支払地および振出人の住居地の

一方又は双方が振出地と異なる地である旨の記載がある場合をいうものであるから、振出地および支払地として振出人の肩書地と同一の都道府県名の記載があるだけでは特別の表示がある場合にはあたらないと解すべきである。」

二「振出人が二名以上あつてその肩書地が異なり支払地および振出地の記載がないときは、振出人はその肩書地のいずれか一方をもつて手形の支払地とし、これを所持人をして選択せしめる意思をもつて振出したものと推定すべきで、手形が要件の記載を欠き無効なものとするべきでない。ただし、約束手形の振出人が手形振出という行為を共同してなす以上、各自手形債務を負担する意思をもつてこれをなしたものと解すべきこと約束手形の振出という行為の性質上明らかというべきであつて、特に支払地および振出地を不明確なものとし振出を無効ならしめる意思があつたものとみるべきでないから、満期の日に手形金の支払請求を受けることは各振出人の予期するところといわなければならないし、更に手形所持人についてこれをみれば自己の選択によりいずれか一方に支払を求めることができるのであるから、その支払が特に不確実となるおそれがない、従つて手形取引の敏速安全を害するおそれがないからである。」

故に、本件各手形の必要的記載事項の記載がない部分は、振出人の肩書地の記載があることにより手形法による救済が認められるか

ら、本件各手形はすべて有効である。

【評釈】 本件各手形を有効とする判旨の結論には賛成であるが、その理由には疑問がある。

一、判旨第一点について 判例によれば支払地、振出地等の「地」とは最小独立行政区画を指すものと解されている(大判明治三四・一〇・二八頁、同明治三六・二〇三三頁、九輯二二〇三頁、同大正二・一〇・二〇民録七輯九卷一〇・八頁、同大正一三・二・二五民集三卷五三〇頁、小切手の支払地に関しては大判大正一五・五卷四二六頁)。しかし支払地について通説は手形法が支払地の記載を要求するのは手形上の行為をなすべき場所を確定する手段を与えるためであるから、この趣旨に反するような最小独立行政区画より広い地域の記載は不適法であるが、それより狭い地域ならばそれが社会的に通ずる称呼をもつて表示され、その範囲が客観的に確定している限り、それが行政上の区画と一致しなくても支払地の記載として適法であると解している(田中耕「手形法小切手法概論」二八四頁、竹田「一九頁、鈴木「手形法小切手法」一八七頁、石井「改訂商」二二四頁、竹田「手形法小切手法」八六頁、伊沢「手形法小切手法」一一頁)。従つて右のいずれによつても、本件のごとき単なる「東京都」の記載は広きに失し支払地の記載として不適法であることはいままでもない。しかし支払地の記載方法としては必ずしも支払地欄に記載することを要せず、手形面上に実質的に具備されていればよいと解すべきであるから(鈴木「前掲三二二頁、大隈「河本・前掲」一頁)、支払地の記載が全然ない場合にも、

支払場所の記載が支払地の記載を含んでいるか、又は支払場所の記載から当然支払地を推知できるならば支払地の記載があると認めうる(大判大正五・六・三〇民録二二輯二九九頁は支払場所株式会社第七銀行浜松支店の記載から支払地として浜松市を、大判大正九・四・二民録二輯四三二頁は支払場所合資会社左右田銀行東京支店の記載から支払地として東京市を、大判昭和二・一二・三法律新聞二七七八頁は支払場所株式会社和井銀行大塚支店の記載から支払地として東京市を夫々)。このことは、本件のごとく支払地欄に不完全な記載がある場合でも同様に解すべきである(鈴木「前掲一九〇頁、なお東京高判昭和二八・五・三〇東高民時報四巻一四三二頁は支払地東京都、支払場所株式会社大阪銀行虎の門支店の記載から支払地として東京都港区を、東京地判昭和三二・二・一一下級民集八巻二二五八頁は支払地東京都、支払場所共済信用金庫本店の記載からいさしくも手形取引に關係しやうとする程の者ならば手形の支払地及び支払場所の記載自体からして共済信用金庫本店が東京都台東区内に所在することを容易に知ることができるとして、すなわち本件一、二号手形における支払地「東京都」なる記載は支払場所株式会社北海道拓殖銀行築地支店の記載と相まつて支払地東京都中央区の記載あるものと認められ(いさしくも手形取引に關係しようとする程の者ならば右手形の支払地および支払場所の記載からして北海道拓殖銀行築地支店が東京都中央区内に所在することが推知しうる筈である)、また三、四号手形における支払地「東京都」なる記載は支払場所「自宅」なる記載(振出人の肩書地と同一の場所を指すものと解しうる)と相まつて適法な支払地の記載があるものと解すべきである(ただし三、四号手形については支払地の複数記載が問題となるがこれについては後に論及する)。この点判旨は本件各手形には支払地および振出地として単に「東京都」と記載されており、最小独立行政区画たる「区」が記

載されていないので支払地および振出地の有効な記載がないとして手形法七六条三項四項の適用により本件各手形の方式上の不備を救済しているようであるが（判旨の見解によれば本件一、二号手形の支払地は東京都港区となりその結果東京都中央区内の場所を指定した支払場所の記載の効力が問題となる。通説はこれを無効と解するが、そのような支払場所においてなした手形所持人による支払のための呈示に対し振出人からはその無効が主張できないと解する判例もある（東京地判昭和六判例時報一四二号三九頁）、前述のごとく、本件は支払場所の記載と相まつて適法な支払地の記載ありと認められる場合であるから、手形法七六条三項四項の適用はないこととなる。次に振出地の記載は主として手形振出行為の準拠法を定める基礎として意義を有するにとどまるのであるから（手形法八八条二項以下、同法三七）、その表示は準拠法決定の基準となりうる限り最小独立行政区画より広狭いずれでも差支えないこととは学説（伊沢・前掲三三六頁、鈴木・前掲）および近時の下級審判例（東京地判昭和三三・二・一（前掲二五八頁、同昭和三三・九・一八判例時報一六四）号三四頁、小切手につき同昭和三三・六・二五判例時報一五六号三二頁）の認めるとおりであつて、本件各手形の振出地「東京都」という記載は、判旨のごとく振出地の記載がないものとして手形法七六条四項を問題とするまでもなくそれ自体適法なものと解すべきである。

二、判旨第二点について 本件三、四号手形においては、支払地および振出地「東京都」支払場所「自宅」なる記載がありかつ共同

振出人の異なる肩書地の記載があるため支払地について前述のごとく解すれば（支払場所が自宅となつているところから共同振出人の肩書地がそれぞれ支払地と認められることになる）複数の支払地の記載があることになり、その適法性が問題となる。また判旨のように振出人の肩書地が振出地、従つてまた支払地とみなされるものと解しても（手形法七六条）結局右と同一の問題が生ずることになる。この点について通説は支払地は単一に確定せられることを要するものとして、その複数記載は重疊的・選択的共に不適法であると解しているが（田中耕・前掲二八五頁、竹田・前掲八七頁、伊沢・前掲三四頁）、少数説は、選択的記載は所持人に選択権がある限り所持人の利益を害しないから適法であると解している（鈴木・前掲）。思うに重疊的記載は短期の法定期間内に各支払地で支払のための呈示をしなければならないところから所持人の不利益が甚だしくこれを認めるべきでないが（これに対し山尾「新手法論」一九二頁は重疊的記載・選択的記載ともに認める）、選択的記載は誰に選択権があるかを手形上確定することが困難であるかも知れないが、所持人に選択権がある以上所持人の利益を害するおそれはないから認めても差支えないであらう。ただ支払地が單純に並記してある場合に、これを重疊的記載とみるべきか、選択的記載とみるべきかは問題である。もつとも本件の如き約束手形の共同振出の場合、振出人の肩書地が異なりかつその肩書地がそれぞれ支払地と認めら

れるときは、判旨のように選択的記載として有効と解するのが妥当と考へる。なぜなら約束手形の振出人が手形振出行爲を共同してなす以上振出人はその肩書地のいづれか一方をもつて手形の支払地として手形所持人をして之を選択せしむべき意思の下に振出したものと推定すべきであつて(東京地判昭和五・二・一〇法律新報二三二二二頁、同昭和三五・三・二〇判例タイムズ一〇五号六三頁)、特に支払地を重疊的に記載し振出を無効ならしめる意思があつたものとみるべきでないからである。なお支払地が單純に並記してあるときは筆頭者の肩書地をもつて支払地とみなすという解釈もあるが(大判昭和二・一・一、九民集六卷六四六頁)、支払地複数の場合には初頭に記載してある地において支払うべき旨の規定は小切手法(三項)にこそあれ、手形法にはないのであるからこのような解釈には賛成できない。要するに、本件三、四号手形は共同振出人の肩書地をそれぞれ支払地とする手形として有効であり、手形所持人は自己の選択によりいづれか一方の振出人の肩書地で支払のための呈示をすれば、呈示の効力がみとめられることとなる。従つてこれと同様の結論を認める判旨は妥当である。

本件については、藤井俊雄・商事法務研究一六四号八頁、塩田親文・立命館法学三六号一三五頁および島十四郎・ジュリスト二四五号六九頁の判例評釈があり、いずれも判旨の結論に賛成している。

(昭和三七・八・五稿)

(阪埜 光男)